JIBANNET

第9回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成29年６月26日(月曜日)午前10時
(受付開始 午前９時30分)

開催場所

東京都千代田区丸の内１－８－１
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティカンファレンス・丸の内
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

書面による議決権行使期限

平成29年６月23日(金曜日)
午後６時まで

CONTENTS

第9回定時株主総会招集ご通知 …… 1
(添付書類)
事業報告 …… 2
連結計算書類 …… 16
計算書類 …… 25
監査報告書 …… 31
株主総会参考書類 …… 38
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

地盤ネットホールディングス株式会社
証券コード：6072

(証券コード 6072)
平成29年６月９日

株主各位

東京都中央区日本橋１丁目７番９号
地盤ネットホールディングス株式会社
代表取締役　山本　強

第９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第９回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年６月23日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時　平成29年６月26日（月曜日）午前10時（受付開始午前９時30分）

2. 場所　東京都千代田区丸の内１－８－１　丸の内トラストタワーＮ館11階
トラストシティカンファレンス・丸の内

3. 目的事項

報告事項
1. 第９期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第９期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役２名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

◎　事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（http://jiban-holdings.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会終了後、同会場にて、当社の経営計画、事業等について直接皆様にご説明申し上げたく、事業説明会の開催を予定しておりますので、お時間の許す限り株主様にはぜひご出席賜りますようご案内申し上げます。

【添付書類】

事 業 報 告

〔平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで〕

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の復調や個人消費の持ち直しに後押しされ、緩やかな回復方向へ推移しました。また、国内経済の回復に伴い、企業の採用意欲が堅調に推移する中、政府による「働き方改革」の呼びかけが行われるなど、労働環境に関する議論が盛んに行われました。一方、海外経済については、緩やかな回復傾向にありながらも、欧州の政治情勢や米国新政権の政策などにより先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの事業領域にかかわる新築住宅市場は、政府による住宅支援策や過去最低水準の住宅ローン金利などの要因により堅調に推移しております。

このような状況の中、当社グループは住生活エージェントとして、“生活者の不利益解消”という使命のもと、お客様の視点に立ったサービスを提供すべく、人材の育成、営業強化と業務効率の向上、内部統制強化の取り組みを行ってまいりました。人材の育成においては、当連結会計年度より新しい人事評価制度を導入するとともに、研修制度の拡充で社員の成長と定着を図りました。営業強化においては、シェア拡大を営業戦略の基軸とし大手顧客の新規開拓に注力するとともに、新規採用による営業人員の増強を行いました。業務効率においては、業務基幹システム「スマート地盤システム」の機能拡大で一層の効率化を実施し、更に２月より人工知能（AI）を活用した地盤解析の実用化を開始いたしました。内部統制強化においては、監査法人、監査役、内部監査の連携による三様監査で経営基盤の強化に努めました。

また、当社グループの主要サービスである地盤解析サービスにおいては、住宅着工件数の増加、当社シェアの伸びにより件数増加となりました。４月に販売を開始した全自動地盤調査機「iGP（アイ・ジー・ピー）」は、堅調に販売数を伸ばしました。７月に研究開発専門の子会社として設立した地盤ネット総合研究所株式会社では、地盤情報の「見える化」の推進に努め、開発したアプリケーションソフトウェア「じぶんの地盤アプリ」は「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靭化大賞）2017」において金賞（企業・産業部門）を受賞しました。加えて、同研究所で開発したいい地盤の不動産情報のみを掲載する不動産ポータルサイト「JIBANGOO（ジバングー）」につきましても、２月よりサービス提供を開始いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,714,493千円（前年同期比13.8％増）となりました。営業利益は236,146千円（前年同期比10.7％増）、経常利益は237,311千円（前年同期比9.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は177,845千円（前年同期比34.8％増）となりました。

(2) 資金調達等の状況

① 資金調達

特に記載すべき重要な資金調達はありません。

② 設備投資

当連結会計年度におきましては、事務所開設による13,722千円の設備投資および、地盤データ利用を目的としたシステム導入による42,186千円の設備投資を実施しております。

(3) 財産及び損益の状況

区　分	第６期 (平成25年度)	第７期 (平成26年度)	第８期 (平成27年度)	第９期 (当連結会計年度) (平成28年度)
売上高（千円）	2,262,144	2,542,317	2,384,692	2,714,493
営業利益（千円）	679,986	447,039	213,325	236,146
経常利益（千円）	680,688	446,393	215,859	237,311
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	426,612	279,846	131,952	177,845
１株当たり当期純利益（円）	19.34	12.14	5.72	7.73
純資産（千円）	1,211,435	1,422,369	1,463,646	1,498,603
１株当たり純資産（円）	53.83	61.25	62.94	64.90
総資産（千円）	1,805,998	1,814,044	1,716,613	1,851,420

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式控除後）により除せられた普通株式に帰せられる当期純利益に基づいて算出しています。又、１株当たり純資産は期末発行済株式総数（自己株式控除後）によって除せられた普通株式に帰せられる期末純資産額に基づいて算出しています。

２．当社は、平成25年11月５日開催の取締役会において、平成25年12月１日付で株式１株につき２株の株式分割を行っておりますが、第６期期首に株式分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

３．当社は、第７期より連結計算書類を作成しております。なお、第６期は当社の個別の財産及び損益の状況を記載しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題
① 販売強化及び異質化施策の実行
地盤事業において営業を強化しシェア拡大施策を営業戦略の基軸とし、事業推進しております。併せてフランチャイズシステムの積極展開により、国内における当社グループのシェア拡大を加速させ、課題である販売強化を行っております。また、地盤調査における微動探査の導入により、より詳細かつ精緻な地盤情報の提供が実現いたします。これらを調査サービスメニューへ加えることでシェア拡大へつなげてまいります。競合他社との異質化を加速させ、地盤業界のオンリーワン企業に成長すべく、さらなる技術革新を推進しシェア拡大施策に取り組んでまいります。

② 人材の育成
事業の拡大及び多角化に伴い、人材の育成が課題となっております。事業の拡大により積極採用を行うと同時に、確立していなかった社内教育制度や社内評価制度に関して当連結会計年度より運用を開始しました。運用しながら当社独自の人事システムへと変革させ、従業員が長く安心して働く環境を作り、また福利厚生制度を充実させてまいります。

③ 内部統制制度の運用
当社グループ事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのために財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると認識しております。コーポレート・ガバナンスに関しては、内部監査による定期的なモニタリングの実施と監査役や監査法人との連携を図ることにより適切に運用しており、三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携強化による不祥事等の未然防止をおこない、引き続き経営体制の強化を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
地盤解析	工務店等からの依頼に基づき、住宅の地盤調査データから地盤の強度や沈下の可能性を解析し、適正な住宅基礎仕様を判定の上、判定根拠を記載した地盤解析報告書及び判定結果を証明する地盤品質証明書を有償で提供しております。当社グループが地盤品質証明書を発行した住宅において、万が一、住宅が傾く不同沈下等の地盤事故が発生した場合には、当該住宅の引渡日から10年間もしくは20年間、最大5,000万円の地盤修復工事費用及び住宅の損害等を当社グループが工務店等に対し賠償します。
地盤調査	工務店等からの依頼に基づき、「地盤改良工事の受注を目的としない地盤調査」を信頼して任せることのできる外注先による住宅の地盤調査を行い、工務店等へ地盤調査報告書を提出します。当社グループで実施した地盤調査については、「有償」のサービスとなります。
部分転圧工事	部分転圧工事とは、局所的な軟弱箇所が確認された地盤について、地盤の軟弱箇所のみを締め固める地業転圧工事の一種であります。地盤改良工事に比べ環境にやさしく安価で実施できるため、費用負担の高い地盤改良工事を省くことができます。

当社グループの主力サービスは以下の通りであります。

「地盤セカンドオピニオン」は、戸建住宅を建設する土地に特化した独自のサービスであり、他の地盤調査会社等から「地盤改良工事が必要である」と判定された住宅の地盤調査データに基づき、当社グループが適正な住宅基礎仕様を判定し、地盤改良工事の要・不要に関する情報を第三者の立場から提供するサービスとなっております。また、「地盤安心住宅システム」は、工務店等から地盤調査を当社グループで請負い、適正な住宅基礎仕様の判定、地盤解析報告書及び地盤品質証明書の提供に至るまで、地盤改良工事を除く地盤に関する一貫したサービスを提供しており、工務店等にとっては、地盤調査の段階から当社グループに依頼することで、地盤調査の精度向上に加え、納期の短縮が可能となります。

(7) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所

当社	本社	東京都千代田区丸の内１－８－１　丸の内トラストタワーN館11Ｆ （登記上の本店所在地：東京都中央区日本橋１－７－９ ダヴィンチ日本橋179ビル２Ｆ）

子会社	国内	地盤ネット株式会社（本社：東京都中央区、北海道支社、東北支社、中部支社、関西支社、九州支社）、地盤ネット総合研究所株式会社（本社：東京都千代田区）
	海外	ベトナム（ホーチミン市、ダナン市）、米国（ハワイ州）

② 使用人の状況

区　　分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
国　　内	86名	22名増
海　　外	18名	7名増
合　　計	104名	29名増

（注） 使用人数は就業員数です。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
地盤ネット株式会社	300百万円	100%	地盤解析・調査・部分転圧工事の実施
JIBANNET ASIA CO., LTD.	2,100百万ベトナムドン	100%	地盤調査・補償事業
Jibannet Reinsurance Inc.	15万米国ドル	100%	再保険事業
地盤ネット総合研究所株式会社	50百万円	100%	地盤及び災害の研究開発

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
地盤ネット株式会社	東京都中央区日本橋１－７－９ ダヴィンチ日本橋179ビル２F	694百万円	1,399百万円

(9) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　78,400,000株
（2）発行済株式の総数　23,087,200株
（3）株主数　12,196名
（4）上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
山　本　　強	6,000,000株	26.17%
HOUSEEPO PTE.LTD.（山本強氏の出資会社）	4,800,000株	20.94%
株式会社ＳＢＩ証券	335,900株	1.47%
齊　藤　福　光	280,000株	1.22%
楽天証券株式会社	241,600株	1.05%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	202,100株	0.88%
日本証券金融株式会社	161,400株	0.70%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	127,500株	0.56%
平　野　圭　一	100,000株	0.44%
吉　川　　一	92,400株	0.40%

（注）持株比率は、自己株式（158,600株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成29年３月31日現在）

① 平成23年６月30日開催の取締役会決議による新株予約権

イ．新株予約権の払込金額　払込を要しない

ロ．新株予約権の行使価額　１個につき25円

ハ．新株予約権の行使条件　・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

・新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

ニ．新株予約権の行使期間　平成25年７月１日から平成33年６月29日まで

ホ．当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	―	―	―
社外取締役	―	―	―
監査役	38個	普通株式　60,800株	２人

（注）平成24年８月14日開催の取締役会決議により、平成24年８月29日付で１株を400株とする株式分割を、平成25年３月15日開催の取締役会決議により、平成25年４月１日付で１株を２株とする株式分割を、また平成25年11月５日開催の取締役会決議により、平成25年12月１日付で１株を２株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が38株から60,800株に変更になっております。

② 平成25年９月４日開催の取締役会決議による新株予約権

イ．新株予約権の払込金額　払込を要しない

ロ．新株予約権の行使価額　１個につき1,487円

ハ．新株予約権の行使条件　・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任又は定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

・新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

・新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には権利行使できない。

ニ．新株予約権の行使期間　平成27年９月５日から平成32年６月25日まで

ホ．当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	1,000個	普通株式　2,000株	１人
社外取締役	―	―	―
監査役	―	―	―

（注）平成25年11月５日開催の取締役会決議により、平成25年12月１日付で１株を２株とする株式分割を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数が1,000株から2,000株に変更になっております。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担　当
代表取締役	山本　　強	社長 地盤ネット株式会社　代表取締役社長 地盤ネット総合研究所株式会社　代表取締役社長
取　締　役	野村政博	COO兼副社長 地盤ネット株式会社　取締役COO兼副社長
取　締　役	磯野和幸	CIO 地盤ネット総合研究所株式会社　取締役
取　締　役	杉山全功	(注) 1.
取　締　役	新美輝夫	(注) 1.
常勤監査役	吉田弘忠	(注) 2. 地盤ネット株式会社　常勤監査役 地盤ネット総合研究所株式会社　常勤監査役
監　査　役	松木大輔	(注) 2.3. 地盤ネット株式会社　監査役 地盤ネット総合研究所株式会社　監査役
監　査　役	樋口俊輔	(注) 2.3. 地盤ネット株式会社　監査役 地盤ネット総合研究所　監査役

(注) 1．杉山全功氏、新美輝夫氏は、社外取締役であります。
2．吉田弘忠氏、松木大輔氏、樋口俊輔氏は、社外監査役であります。
3．監査役 松木大輔氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役 樋口俊輔氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．平成28年６月26日付で、監査役小澤宏之氏は一身上の都合により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第１項の責任につき、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等について

区　分	員数 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役 (うち社外取締役)	5 (2)	65,870 (8,100)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	15,450 (15,450)
合計	9	81,320

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 事業年度における主な活動内容

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	杉山　全功	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外取締役	新美　輝夫	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、大手銀行幹部及び大手住宅会社における会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かし、取締役会の意思決定について適切で様々な助言を行っております。
社外監査役	吉田　弘忠	就任後開催の取締役会には、10回中10回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、就任後開催の監査役会には、10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松木　大輔	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	樋口　俊輔	当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。又、当事業年度開催の監査役会には、14回中14回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5．会計監査人の状況

当社の会計監査人は、平成28年６月26日開催の第８期定時株主総会において東陽監査法人が選任され、当事業年度（第９期）の会計監査は同監査法人が実施いたしました。なお、第８期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した有限責任監査法人トーマツは、前事業年度（第８期）に係る会計監査のみ実施いたしました。

(1) 会計監査人の名称　　東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	17,000千円
②	当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

（注） 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の子会社であるJIBANNET ASIA CO., LTD.、Jibannet Reinsurance Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要および当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

② 「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

③ 監査役は、公正不偏の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。

監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

④ 内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。

又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

⑤ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。

② 企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

② 各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用人を置き、使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。

(6) 監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

② 子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

③ 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

④ 監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。内部監査室及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、経理規程を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、前記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、適切な整備とその運用に努めております。当連結会計年度の当該体制の運用状況の概要は以下の通りであります。

① 取締役は、定時取締役会を毎月開催し、必要に応じて適時に臨時取締役会を開催し、取締役及び使用人の職務執行の適正性、経営リスク又は法令及び定款等への適合性を審議しております。

② 監査役は、取締役会に出席し、取締役の職務執行、法令、定款等の遵守、その他監査役監査基準に定める事項について監査を実施しております。また、当社代表取締役社長との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

④ 当社は平成28年７月より三様監査（監査役監査・会計監査人監査・内部監査）の連携を強化し、不祥事等の未然防止のための定期的な会議を開催いたしました。

連結貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,631,532**	**流動負債**	**310,449**
現金及び預金	780,978	支払手形及び買掛金	96,987
受取手形及び売掛金	456,806	未払金	76,173
商品	61,969	未払法人税等	37,188
仕掛品	9,329	賞与引当金	19,837
貯蔵品	153	ポイント引当金	10,507
前払費用	147,391	その他	69,755
未収入金	137,220		
繰延税金資産	5,044	**固定負債**	**42,367**
その他	72,830	その他	42,367
貸倒引当金	△40,192	**負債合計**	**352,817**
		(純資産の部)	
固定資産	**219,888**	**株主資本**	**1,487,954**
有形固定資産	**39,166**	資本金	490,402
建物及び構築物	16,103	資本剰余金	18,540
機械装置及び運搬具	20,788	利益剰余金	1,028,983
その他	11,778	自己株式	△49,971
減価償却累計額	△9,504		
無形固定資産	**128,018**	**その他の包括利益累計額**	**211**
ソフトウェア	107,933	為替換算調整勘定	211
その他	20,085		
投資その他の資産	**52,703**	**新株予約権**	**10,437**
繰延税金資産	11,930		
その他	55,095		
貸倒引当金	△14,321	**純資産合計**	**1,498,603**
資産合計	**1,851,420**	**負債・純資産合計**	**1,851,420**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで〕

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,714,493**
売上原価		**1,353,519**
売上総利益		**1,360,973**
販売費及び一般管理費		**1,124,827**
営業利益		**236,146**
営業外収益		
受取利息	117	
その他	1,460	**1,577**
営業外費用		
支払利息	92	
為替差損	320	**412**
経常利益		**237,311**
税金等調整前当期純利益		**237,311**
法人税、住民税及び事業税	59,259	
法人税等調整額	206	**59,466**
当期純利益		**177,845**
親会社株主に帰属する当期純利益		**177,845**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	490,402	18,540	943,486	―	1,452,429
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	―	―	△92,348	―	△92,348
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	177,845	―	177,845
自己株式の取得	―	―	―	△49,971	△49,971
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	―	―	―	―	―
連結会計年度中の変動額合計	―	―	85,496	△49,971	35,525
平成29年3月31日残高	490,402	18,540	1,028,983	△49,971	1,487,954

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成28年4月1日残高	779	779	10,437	1,463,646
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	―	―	―	△92,348
親会社株主に帰属する当期純利益	―	―	―	177,845
自己株式の取得	―	―	―	△49,971
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△568	△568	―	△568
連結会計年度中の変動額合計	△568	△568	―	34,956
平成29年3月31日残高	211	211	10,437	1,498,603

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　　4社

連結子会社の名称　地盤ネット株式会社
Jibannet Reinsurance Inc.
JIBANNET ASIA CO., LTD.
地盤ネット総合研究所株式会社

当連結会計年度より、新たに設立した地盤ネット総合研究所株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数及び名称

非連結子会社の数　　1社

非連結子会社の名称　一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(連結の範囲から除いた理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数　該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社の数及び名称

持分法非適用の非連結子会社の数　　1社

持分法非適用の非連結子会社の名称　一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構

(持分法を適用しない理由)

一般社団法人地盤安心住宅整備支援機構は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

3．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Jibannet Reinsurance Inc.	12月31日
JIBANNET ASIA CO.,LTD.	12月31日

なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法
（リース資産を除く）

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	8～15年
機械装置及び運搬具	6年

② 無形固定資産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は5年であります。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

③ ポイント引当金……販売促進を目的とするポイント制度により、顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における利用実績に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準……在外子会社等の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

Ⅱ 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

Ⅳ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	23,087,200	―	―	23,087,200

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,348	4.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	91,714	4.00	平成29年3月31日	平成29年6月27日

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

① 平成23年ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数　　普通株式　　60,800株

② 平成25年ストックオプションとしての新株予約権
新株予約権の目的となる株式の種類及び数　　普通株式　　6,800株

Ⅴ　金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資の運用は、短期的な預金による運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金等は、概ね1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権等については、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに債権の年齢及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	780,978	780,978	－
② 受取手形及び売掛金	456,806		
貸倒引当金（※）	△34,383		
	422,422	422,422	－
③ 未収入金	137,220	137,220	－
資産計	1,340,621	1,340,621	－
① 支払手形及び買掛金	96,987	96,987	－
② 未払金	76,173	76,173	－
③ 未払法人税等	37,188	37,188	－
負債計	210,348	210,348	－

（※）受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

①　現金及び預金、②　受取手形及び売掛金、③　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

①　支払手形及び買掛金、②　未払金、③　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
①　現金及び預金	780,978	－	－	－
②　受取手形及び売掛金	456,806	－	－	－
③　未収入金	137,220	－	－	－
合　　計	1,375,005	－	－	－

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	64円90銭
１株当たり当期純利益	7円73銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	7円71銭

Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**430,615**	**流動負債**	**98,939**
現金及び預金	265,030	未払金	51,432
売掛金	126,227	未払費用	5,338
前払費用	26,736	未払法人税等	34,911
立替金	14,000	預り金	2,691
繰延税金資産	3,567	賞与引当金	2,981
その他	561	その他	1,584
貸倒引当金	△5,509		
		固定負債	**5,847**
		その他	5,847
固定資産	**968,891**	**負債合計**	**104,787**
有形固定資産	**20,694**	**(純資産の部)**	
建物	16,103	**株主資本**	**1,284,281**
工具、器具及び備品	4,212	**資本金**	**490,402**
その他	7,566	**資本剰余金**	**18,540**
減価償却累計額	△7,187	資本準備金	18,540
無形固定資産	**127,636**	**利益剰余金**	**825,310**
特許権	5,671	利益準備金	31,791
ソフトウェア	107,551	その他利益剰余金	793,518
のれん	13,852	繰越利益剰余金	793,518
その他	561	**自己株式**	**△49,971**
投資その他の資産	**820,560**		
関係会社株式	773,136		
破産更生債権等	9,440		
繰延税金資産	12,820		
その他	34,603	**新株予約権**	**10,437**
貸倒引当金	△9,440	**純資産合計**	**1,294,719**
資産合計	**1,399,506**	**負債・純資産合計**	**1,399,506**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

〔平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		**674,122**
売　上　総　利　益		**674,122**
販売費及び一般管理費		**519,129**
営　業　利　益		**154,993**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	6	
そ　の　他	713	**719**
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	92	
そ　の　他	74	**167**
経　常　利　益		**155,545**
税引前当期純利益		**155,545**
法人税、住民税及び事業税	49,022	
法　人　税　等　調　整　額	223	**49,245**
当　期　純　利　益		**106,300**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで〕

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
平成28年4月1日残高	490,402	18,540	18,540	22,556
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	―	―	―	9,234
当期純利益	―	―	―	―
自己株式の取得	―	―	―	―
事業年度中の変動額合計	―	―	―	9,234
平成29年3月31日残高	490,402	18,540	18,540	31,791

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成28年4月1日残高	788,801	811,358	―	1,320,300	10,437	1,330,738
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△101,583	△92,348	―	△92,348	―	△92,348
当期純利益	106,300	106,300	―	106,300	―	106,300
自己株式の取得	―	―	△49,971	△49,971	―	△49,971
事業年度中の変動額合計	4,717	13,951	△49,971	△36,019	―	△36,019
平成29年3月31日残高	793,518	825,310	△49,971	1,284,281	10,437	1,294,719

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ　重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子　会　社　株　式……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯　　蔵　　品……最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有　形　固　定　資　産……定率法

（リ ー ス 資 産 除 く）

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物　　8～15年

工具、器具及び備品　　3～6年

(2) 無　形　固　定　資　産……定額法

主な償却年数は次のとおりであります。

特許権　　10年

ソフトウェア（自社利用分）　　5年

のれん　　10年

(3) リ　ー　ス　資　産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法によっております。なお、主なリース期間は5年であります。

3．引当金の計上基準

(1) 貸　倒　引　当　金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞　与　引　当　金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ　会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物付属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更に伴う当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ　追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権	131,309千円
短期金銭債務	10,010千円

Ⅴ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	674,122千円
営業費用	15,200千円

Ⅵ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　　158,600株

Ⅶ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社株式	10,254千円
賞与引当金	920千円
未払事業税	800千円
貸倒引当金	4,591千円
その他	1,788千円
繰延税金資産合計	18,353千円
繰延税金負債	
のれん	1,965千円
繰延税金負債合計	1,965千円
繰延税金資産の合計	
繰延税金資産の純額	16,387千円

Ⅷ　関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注３）	科　目	期末残高（注３）
子会社	地盤ネット㈱	所有直接 100%	役員の兼任、業務受託、建物・システムの賃貸	経営指導料（注１）	271,449	売掛金	124,602
				業務受託料（注２）	347,689		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）経営指導料は、売上に基づいて合理的に算出しております。

（注２）業務受託料は、実費相当額に適正利益を加えて算出しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅸ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	56円01銭
１株当たり当期純利益	4円62銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	4円61銭

Ⅹ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

地盤ネットホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

東　陽　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　前　原　一　彦　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　貴　司　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、地盤ネットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項
　会社の平成28年３月31日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して平成28年５月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年５月18日

地盤ネットホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

東　陽　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　前　原　一　彦　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　三　浦　貴　司　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、地盤ネットホールディングス株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項
　会社の平成28年３月31日をもって終了した前事業年度の計算書類及びその附属明細書は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類及びその附属明細書に対して平成28年５月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　　謄本

監　査　報　告　書

監査役会は、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月24日

地盤ネットホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　吉　田　弘　忠　㊞

監査役（社外監査役）　松　木　大　輔　㊞

監査役（社外監査役）　樋　口　俊　輔　㊞

以　上

監査役会の監査報告書受領後に生じた当社及び企業集団に関する重要な後発事象

（重要な後発事象）

当社は、平成29年５月25日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えで適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式を取得することを決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

１株当りの株主価値の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自社株式の取得をするものであります。なお、本買付により取得した自己株式の処分等の方針については、M＆A及び業務提携への活用や、役職員のインセンティブ・プランの導入等を検討しております。

２．取得に係る事項の内容

取得対象株式の総数	普通株式
取得しうる株式の総数	250,000株（上限） (発行済株式数（自己株式を除く）に対する割合1.09%)
株式の取得価額の総額	80,000,000円
取得期間	平成29年５月29日から平成29年８月28日

（参考）平成29年５月25日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	22,928,600株
自己株式	158,600株

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案し、以下のとおり第９期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金4円00銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は91,714,400円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

① 提案の理由
経営効率の向上を図るため、現行定款第３条の本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。

② 変更の内容
変更内容は次のとおりであります。

現　行　定　款	変　更　案
（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。	（本店の所在地） 第３条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

第３号議案　取締役２名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役磯野和幸氏が辞任により退任いたします。つきましては経営体制の一層の強化を図るため1名増員し取締役２名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	稲富（いなとみ）　誠一郎（せいいちろう） (昭和39年２月14日生)	昭和61年４月 平成12年11月 平成17年７月 平成23年８月 平成24年４月 平成24年７月 平成26年４月 平成29年２月 平成29年４月	高圧ガス工業株式会社　入社 株式会社日本エスコン　入社 同社　執行役員　管理本部長就任 株式会社コナミスポーツ＆ライフ入社 同社 プレミアムエイジ事業部部長就任 のぞみ株式会社入社 同社　取締役　管理本部長就任 当社入社 社長室長就任（現任） 地盤ネット総合研究所株式会社 開発統括本部　副本部長就任(現任)	0株
2	荒川（あらかわ）　高広（たかひろ） (昭和56年11月30日生)	平成15年４月 平成19年６月 平成21年７月 平成22年７月 平成25年７月 平成26年11月 平成29年４月 平成29年５月	株式会社プラスアルファ 入社 株式会社グランディール 入社 株式会社 ONE 入社 当社入社 執行役員　業務本部本部長就任 取締役　営業統括副本部長就任 地盤ネット総合研究所株式会社 事業開発本部本部長就任（現任） 当社 情報システム部部長就任（現任）	3,900株

（注）各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は平成25年６月26日開催の定時株主総会において、年額300百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠内で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権報酬の総額は、上記の報酬枠内にて、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額70百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）ですが、第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年150,000株以内とします（但し、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲にて、取締役会において決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、１年間から３年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

(2) 業績条件による譲渡制限解除

当社は、中期経営計画に掲げる主要な経営指標（連結営業利益等）その他の取締役　会が定める指標について、平成32年3月期事業年度終了時における目標達成度合いに応じて、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除する。なお、かかる譲渡制限の解除は、原則として、譲渡制限期間中、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあることを条件とする。

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 退任時の取扱い

象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、任期満了、死亡その他の当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

当社は、対象取締役が、上記に定める任期満了、死亡その他の当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（ご参考）

本議案が承認されることを条件に、当社は、当社子会社の取締役に対し、上記譲 渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内１-８-１
丸の内トラストタワーN館11階
トラストシティカンファレンス・丸の内



(交通のご案内)

■「東京駅」　八重洲北口日本橋口　徒歩１分　（ＪＲ線・丸の内線）

■「大手町駅」　大手町駅Ｂ７出口　徒歩２分　（丸の内線・東西線）

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。